

建設委員会情報連絡

令和5年6月30日

情報連絡件名

頁

(1) 都市建設部主要事業調書（主要工事・調査委託）について	2
(2) 第73回利根川治水同盟治水大会開催について	3
(3) 荒川将来像計画改定について	4
(4) 足立区都市計画審議会の開催結果について	9
(5) 都市計画道路等の進捗状況について	11
(6) 北区の荒川河川敷（豊島ブロック）の整備について	16
(7) 令和5年度京成本線荒川橋梁部水防訓練（夜間）の実施結果について	17
(8) ユニバーサルデザイン推進計画に基づく施策の評価結果について	18
(9) 街路樹維持管理指針の策定について	22
(10) 令和5年度じゃぶじゃぶ池の実施および運営方法について	23
(11) 元渕江公園・生物園の指定管理者の選定について	26
(12) 新田橋架替事業について	28
(13) 佐野六木土地区画整理事業における清算金事務の進捗状況について	30
(14) 区営住宅等及び都営住宅における垂直避難用住戸の確保について	32

【参考】

《総合交通対策調査特別委員会報告事項》

※ 資料は、総合交通対策調査特別委員会（都市建設部）の報告資料にあり

- (1) はるかぜ路線に対する車両購入補助金の交付実績について
- (2) 花畑周辺地域におけるバスの試験運行について
- (3) 自転車用ヘルメット補助制度の実績について
- (4) 六町駅周辺自転車駐車場の整備計画について
- (5) 竹ノ塚駅東口駅前広場自転車駐車場における料金の誤徴収について
- (6) 足立区自転車活用推進計画の策定について
- (7) つくばエクスプレス東京駅延伸等の要望活動に対する回答について
- (8) 有楽町線（地下鉄8号線）の整備促進に向けた取組み状況について
- (9) メトロセブンの整備促進に向けた取組み状況について

(都市建設部)

建設委員会情報連絡

令和5年6月30日

件名	都市建設部主要事業調書（主要工事・調査委託）について								
所管部課名	都市建設部都市建設課								
内容	<p>令和5年度都市建設部の事業を取りまとめた主要事業調書を作成したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 主要事業の内容</p> <p>詳細は別添資料1のとおり</p> <table><tr><td>(1) 主要工事</td><td>24件</td></tr><tr><td>(2) 調査等委託</td><td>32件</td></tr><tr><td>(3) その他（負担金、補助事業等）</td><td>16件</td></tr><tr><td>合計</td><td>72件</td></tr></table>	(1) 主要工事	24件	(2) 調査等委託	32件	(3) その他（負担金、補助事業等）	16件	合計	72件
(1) 主要工事	24件								
(2) 調査等委託	32件								
(3) その他（負担金、補助事業等）	16件								
合計	72件								

建設委員会情報連絡

令和5年6月30日

件名	第73回利根川治水同盟治水大会開催について
所管部課名	都市建設部都市建設課
内容	<p>利根川治水同盟治水大会について、東京都から第73回大会開催の連絡があったため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 利根川治水同盟の沿革及び目的</p> <p>昭和22年9月に発生したカスリーン台風による甚大な被害を契機に発足したものであり、利根川流域1都5県（東京、埼玉、群馬、栃木、茨城、千葉）の自治体等で構成している。</p> <p>治水大会では、利根川水系の治水・利水・環境事業の早期完成を目指し、事業の着実な推進及び河川環境の整備促進等を求める決議を行い、国会及び政府関係機関に対し要望活動を行っている。</p> <p>なお、足立区からは区議会議員及び区職員が参加している。</p> <p>2 第73回大会開催概要</p> <p>(1) 日時 令和5年8月4日（金）午後1時～午後3時</p> <p>(2) 場所 ライトキューブ宇都宮（栃木県宇都宮市宮みらい1-20）</p> <p>(3) 内容（予定） 開会宣言 会長挨拶 開催県代表挨拶 来賓祝辞 事業概要説明 意見発表 大会宣言 大会決議 次期開催都市挨拶 閉会宣言</p> <p>3 その他</p> <p>来年度の開催日時、場所等について現段階では未定である。</p>

建設委員会情報連絡

令和5年6月30日

件名	荒川将来像計画改定について
所管部課名	都市建設部都市建設課 道路公園整備室パークイノベーション推進課
内容	<p>荒川下流河川事務所が荒川将来像計画の改定にあたり、当計画原案のパブリックコメントを実施するので以下のとおり報告する。</p> <p>1 荒川将来像計画とは 荒川下流部をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取組みをまとめたもの</p> <p>2 募集の目的 荒川下流部のあるべき姿について広く意見を聴取し、荒川将来像計画への反映を検討するため</p> <p>3 意見募集の予定について（別紙参照 P5～8）</p> <p>(1) 内容 ア 荒川将来像計画全体構想書改定原案 イ 荒川将来像計画推進計画改定原案</p> <p>(2) 募集期間 令和5年8月1日（火）～8月31日（木）</p> <p>(3) 周知方法 荒川下流河川事務所ホームページ、あだち広報7月25日号、その他沿川区市が各々の方法で対応</p> <p>(4) 縦覧場所 ア 荒川下流河川事務所（1Fロビー）・荒川知水資料館 amoa（3F） イ 荒川下流河川事務所ホームページ ウ 足立区都市建設課窓口および沿川区市窓口</p> <p>(5) 意見募集方法 ア 荒川下流河川事務所ホームページ掲載の意見募集ホーム イ はがき、FAXによる意見募集</p> <p>4 今後の予定 令和6年1月 第38回荒川の将来を考える協議会 令和6年2～3月 荒川将来像計画の策定</p> <p>5 今後の方針 足立区地区別計画の変更は、今後改定される荒川将来像計画（全体構想書、推進計画）を踏まえつつ、荒川河川敷の土地利用状況が大きく変わる前に計画を立て行っていく。</p>

令和5年5月時点で荒川下流河川事務所より提示された意見募集パンフレットのため今後若干変更となる場合があります。

荒川将来像計画

に関する意見募集

この度、荒川将来像計画を
改定します。
みなさまの**ご意見**を
お聞かせください。



令和5年7月
荒川の将来を考える協議会
事務局 荒川下流河川事務所

荒川将来像計画とは

- 荒川将来像計画は、荒川下流部をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取り組みをとりまとめたものです。
- 荒川下流部は、洪水の脅威からまちを守るための人工放水路として整備されてきました。
- その後時代の流れとともに、荒川の多様な機能と付加価値を高めることが求められ、流域に暮らす市民や行政が協働し、治水・環境・利用の相互関係を大切にバランスの保たれた川づくりが進められています。
- 全体構想書の策定から約27年、推進計画の策定から約13年経過したことをふまえ、この度改定することになりました。

荒川将来像計画



今回改定の対象となるのは長期計画書の全体構想書と中期計画書の推進計画です。

荒川将来像計画 全体構想書

“荒川の望ましい姿”の実現に向けた理念や川づくりの考え方等を記載した長期計画

(テーマ)
健康な川づくり



(長期計画)

理念

多くの生き物を育む荒川

河川空間の節度ある利用ができる荒川

安心して快適な暮らしができる安全な荒川

あらゆる人が川と触れ合い、誰もがくつろげる荒川

きれいで豊かな水が流れる荒川

● 自然豊かな川を創る

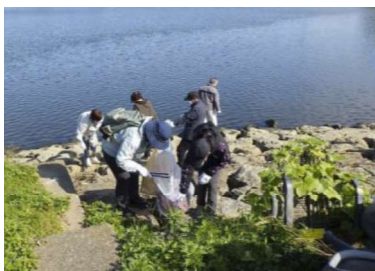


干潟と連なるヨシ原



河川敷のワンドが作り出す小さな自然

● 荒川の適正な利用と 快適に楽しめる 川を創る



沿川住民とNPO、行政が協働で行う清掃活動



地域の活性化やまちの価値を高める賑わい拠点づくり

● 安全な川を創る

高規格堤防の上面を活用した高台まちづくり



【平常時】良好な都市空間・住環境を形成



【浸水時】緊急的な避難場所や救出救助等の活動拠点として機能

● 理念に基づく取り組み内容

荒川将来像計画 推進計画

具体的な取り組みや維持管理の方針等を記載した中期計画

推進計画では、荒川下流グリーンインフラを含めた川づくりを通じて、全体構想書に示す理念に基づき、次の観点で“健康な川づくり”いわゆる well being な状態を目指していきます。

自然環境のあるべき姿や維持管理の考え方を整理し、今ある自然地を保全し、新たな自然地を創出します。

河川敷利用におけるエリア別の活用法やルールを決め、誰もが気持ちよく過ごせる水辺空間や雰囲気づくりを進めます。

荒川流域全体のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させる「流域治水」を進め、地震時などを想定した避難・救助活動、緊急輸送等の実施に活用できる河川整備に取り組みます。

現状の管理水準を維持しながら沿川住民のみなさんと協働し、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくため、自らできる河川管理の取り組みを推進します。

荒川本川の水質向上をめざし、誰もが安全に親しめる水辺を創出していきます。



(中期計画)

● 意見募集について

- このたび、全体構想書1996の策定から約27年、2010推進計画の策定から約13年経過したことをふまえ、荒川将来像計画を改定することになりました。
- 改定にあたり、広く皆様から意見をお聞きし、計画への反映を検討していきたいと考えています。
- 荒川下流部をより魅力的な川とするために、皆様のご意見をお聞かせください。

荒川将来像計画に関する意見書

- 荒川将来像計画について、以前からご存じでしたか？
①はい ②いいえ
- 荒川将来像計画について知るきっかけとなったものは何ですか？
①荒川下流河川事務所のHP ②自治体のHP
③荒川でのボランティア活動等を通じて
④その他（ ）
- 今回改定する荒川将来像計画についてご意見がありましたら、下記にご記入ください。

記入例：

- ・全体構想書 p〇：〇〇
- ・推進計画 p〇：〇〇

荒川将来像計画 意見募集

長期計画



中期計画 (20~30年)

荒川下流部全体を対象



ご協力誠にありがとうございました。

荒川将来像計画（改定）に関する意見を募集します！

インターネットによる原案の閲覧

荒川将来像計画(原案)本文については、
荒川下流河川事務所のホームページで見ることができます。

縦覧コーナーによる原案の閲覧

原案を閲覧できる縦覧コーナーを設置します。
縦覧コーナーの場所はホームページに掲載しています。

国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/arage00201.html>

検索

QR
コード



キリトリ線

応募締め切り・・・

令和5年8月31日（木）

↓↓↓ 意見の応募方法 ↓↓↓

意見の応募方法は以下の3種類です。

1 インターネットによる意見募集

年齢・お住まい・ご意見を下記URLのフォーム
にご記入の上、お送りください。
原案又は本パンフレットの該当箇所（頁）をご
記入の上、ご意見をご記入ください。

URL:

<https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/arage00201.html>

QR
コード

2 はがきによる意見募集

左記のはがきに年齢・お住まい・ご意見をご
記入の上、お送りください。切手は不要です。

3 FAXによる意見募集

FAXでも受け付けております。以下のFAX番
号宛にご意見をご記入ください。

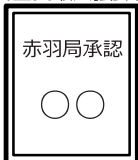
F A X 番号：

宛

問い合わせ先

荒川将来像計画についてのお問い合わせは 下記まで

料金受取人払郵便



差出有効期限
令和5年●月まで
(切手不要)

郵便はがき



行

バーコード

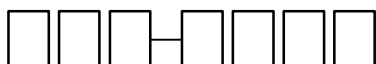
サ
ツ
シ
線

差し支えなければ、以下の項目にもお答えください。

性別 1. 男性 2. 女性
年代 1. 10代 2. 20代 3. 30代
4. 40代 5. 50代 6. 60代 7. 70代以上

今のお住まいへの居住年数
1. 1年未満 2. 5年未満
3. 10年未満 4. 20年未満 5. 20年以上

あなたのお住まいの郵便番号をご記入ください



令和5年7月

建設委員会情報連絡

令和5年5月30日

件名	足立区都市計画審議会の開催結果について
所管部課名	都市建設部都市建設課
内容	<p>第77回足立区都市計画審議会を開催したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 足立区都市計画審議会とは</p> <p>東京都や足立区が都市計画を定める際、都市計画法第19条第1項に基づき都市計画案を審議・検討する機関である。</p> <p>(1) 審議会設置の根拠法令等</p> <p>ア 都市計画法 第77条の2</p> <p>イ 足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例 第33条～第43条</p> <p>(2) 審議会の設置の目的</p> <p>都市計画は都市の将来の姿を決定するものであり、区民の生活に大きな影響を及ぼすため、計画を定めるときは行政機関だけで判断するのではなく、学識経験者、区議会の議員、関係行政機関、区民などから構成される審議会の検討・審議を経て決定することとなっている。</p> <p>(3) 審議会の主な役割</p> <p>ア 区が定めようとする都市計画案を調査・審議</p> <p>イ 区長の諮問に応じて都市計画に関する事項を調査・審議</p> <p>ウ 関係行政機関への建議</p> <p>エ まちづくりに関する事項についての区長の諮問に対する答申 等</p> <p>(4) 委員の構成</p> <p>学識経験者、区議会委員、区内関係団体の代表者、公募による区民などから組織され、23人以内で構成されている。</p> <p>(5) 委員の任期</p> <p>2年</p> <p>2 開催概要</p> <p>(1) 日 時 令和5年3月22日(水) 午後2時00分～</p> <p>(2) 場 所 区役所中央館8階 特別会議室</p> <p>(3) 出席委員数 委員定数19名中17名出席</p> <p>※都市計画法に基づく審議会であり、議決が必要なため、新型コロナウイルス感染症防止対策を施した上、Web併用で開催した。</p>

3 議案

(1) 西新井駅西口周辺地区関連

- ア 東京都市計画 用途地域の変更（東京都からの意見照会）
- イ 東京都市計画 高度地区の変更（足立区決定）
- ウ 東京都市計画 防火地域及び準防火地域の変更（足立区決定）
- エ 東京都市計画地区計画 西新井駅西口周辺地区地区計画の変更
(足立区決定)

(2) 長期優良住宅法の改正に伴う地区計画の一括変更

- ア 東京都市計画地区計画 六町地区地区計画の変更（足立区決定）
- イ 東京都市計画地区計画 足立北部地域舎人・古千谷本町地区
地区計画の変更（足立区決定）
- ウ 東京都市計画地区計画 千住三丁目地区地区計画の変更
(足立区決定)
- エ 東京都市計画地区計画 竹ノ塚駅中央地区地区計画の変更
(足立区決定)
- オ 東京都市計画防災街区整備地区計画 千住仲町地区
防災街区整備地区計画の変更（足立区決定）

(3) 興野周辺地区における新たな防火規制区域の指定

(東京都からの意見照会)

4 審議結果

上記議案を付議した結果、足立区都市計画審議会において異議のないものと決定された。

5 都市計画決定・告示

(1) 西新井駅西口周辺地区関連

令和5年6月19日（月）

(2) 長期優良住宅法の改正に伴う地区計画の一括変更

令和5年3月30日（木）

(3) 興野周辺地区における新たな防火規制区域の指定

令和5年6月1日（木）告示

令和5年7月1日（土）施行

5 その他

次回の足立区都市計画審議会は、令和5年10月19日（木）に開催を予定している。

建設委員会情報連絡

令和5年6月30日

件名	都市計画道路等の進捗状況について
所管部課名	都市建設部都市建設課 事業調整担当課 鉄道立体推進室鉄道関連事業課 道路公園整備室道路整備課
内容	<p>令和5年4月1日現在、区内の都市計画道路の整備状況は、計画路線約161kmのうち概成完成路線は約125km（約78%）である。また、事業中路線が約11kmであり、未着手路線は約25kmとなっている。</p> <p>区内の都市計画道路等の進捗状況は以下のとおりである（別紙1及び別紙2参照 P14～15）。</p> <p>1 足立区が施行している路線</p> <p>(1) 補助第138号線その2（環七南通り） 関原三丁目～梅田五丁目 延長＝約280m、幅員＝16m 用地取得率 100%</p> <p>(2) 補助第256号線（花畑大橋通り） 中央本町三丁目～青井六丁目 延長＝約840m、幅員＝15m 用地取得率 36%</p> <p>(3) 区画街路第14号線（竹ノ塚駅西口駅前交通広場） 西竹の塚二丁目 延長＝約97m、幅員＝18m、交通広場＝4,249㎡ 用地取得率 99%</p> <p>(4) 区画街路第15号線（北綾瀬駅前交通広場） 谷中四丁目 延長＝約7.6m、幅員＝19m、交通広場＝2,117㎡ 用地取得率 100%</p> <p>(5) 区画街路第9号線（西新井駅西口駅前交通広場） 西新井栄町二丁目 延長＝約23.5m、幅員＝22m、交通広場＝5,468㎡ 用地取得率 0%</p> <p>2 東京都第六建設事務所が施行している路線</p> <p>(1) 補助第109号線 北加平町～神明一丁目 延長＝約1,210m、幅員＝15m</p>

用地取得率 3%

(2) 補助第118号線

小台一丁目

延長=約190m、幅員=15m

令和4年4月21日交通開放

(3) 補助第136号線

ア 扇一丁目～本木一丁目

延長=約840m、幅員=20m

用地取得率 98%

街路築造工事を実施中(延長=約200m)

イ 関原一丁目～梅田四丁目

延長=約490m、幅員=20m

用地取得率 99%

ウ 梅田四丁目～梅田三丁目

延長=約580m、幅員=20m

用地取得率 100%

エ 足立一丁目～足立三丁目

延長=約630m、幅員=15～18m

用地取得率 88%

排水管設置工事を実施中(延長=約160m)

(4) 補助138号線(環七南通り)

ア 中央本町一丁目～弘道一丁目

延長=約700m、幅員=15m

用地取得率 69%

排水管設置工事を実施中(延長=約210m)

イ 青井三丁目～綾瀬五丁目(綾瀬新橋)

延長=約290m、幅員=15～18m

用地取得率 99%

取付護岸工事を予定(延長=約36m)

ウ 興野一丁目～本木二丁目

延長=約350m、幅員=16m

用地取得率 93%

(5) 補助第261号線(舎人公園通り)

ア 古千谷一丁目～伊興四丁目

延長=約1,040m、幅員=15～16m

用地取得率 100%

舗装工事を実施中(延長=約300m)

イ 神明二丁目～六木三丁目

延長=約720m、幅員=16m

用地取得率 84%

ウ 伊興四丁目～竹の塚六丁目
延長＝約 910 m、幅員＝15～22 m
用地取得率 48%

3 東京都第一市街地整備事務所が施行している路線

六町四丁目付近土地区画整理事業 69.03 ha

ア 補助第140号線

西加平一丁目～南花畑一丁目

延長＝約 1,054 m、幅員＝20～27 m

暫定整備延長＝1,054 m

イ 補助第258号線（環七北通り）

六町一丁目～六町二丁目

延長＝約 796 m、幅員＝16～19 m

暫定整備延長＝約 796 m

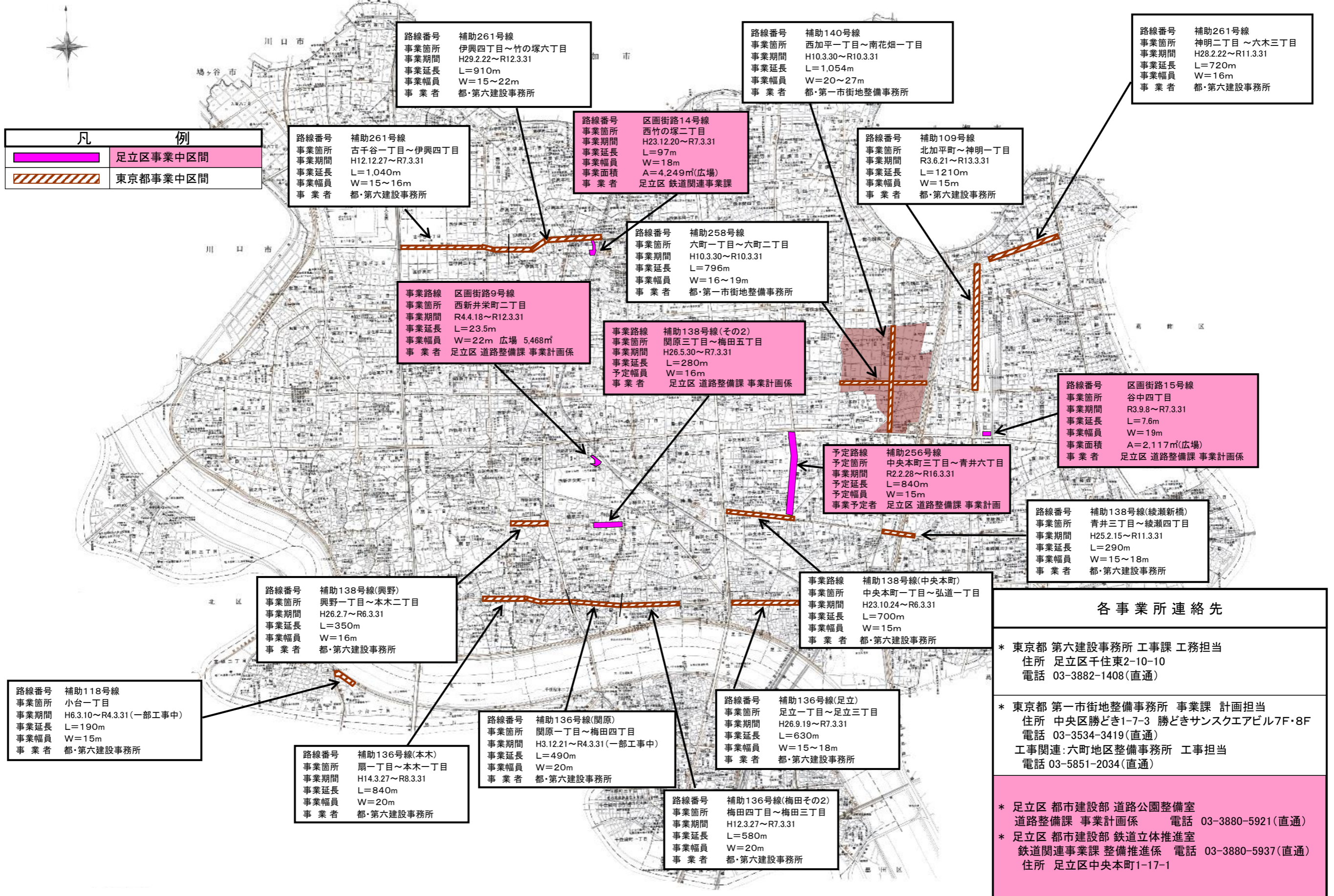
令和5年3月27日交通開放

4 今後の方針

- (1) 足立区施行路線については、事業を円滑に推進するため、工程及び施工管理を適切に行うとともに、関係機関との協議も進めていく。
- (2) 東京都施行路線については、東京都に事業の整備促進を要望する。

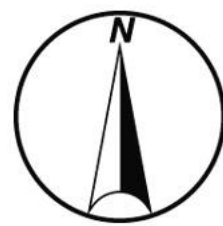
都市計画道路事業箇所図

足立区 道路整備課・都市建設課 作成 令和5年4月1日現在



都市計画道路一覧表

路線番号	始点	終点	区内幅員(m)	区内延長(m)
放11	台・根岸二丁目	舎人四丁目	25~58	7,130
放12	中・日本橋三丁目	西保木間四丁目	25~57	7,800
放12支1	西保木間三丁目	西保木間四丁目	27~37	260
環7	大・平和島六丁目	江・堀江町	25~38	11,050
補91	北・上中里二丁目	扇二丁目	15~30	2,520
補93	文・本駒込三丁目	北・王子五丁目	15	1,360
補100	台・根岸二丁目	東伊興二丁目	15~41	6,100
補109	台・浅草七丁目	神明三丁目	15~27	5,100
補113	鹿浜五丁目	葛・小菅三丁目	15~44	10,620
補113支1	江北二丁目	鹿浜一丁目	22~37.75	1,740
補118	小台一丁目	柳原二丁目	15	5,470
補119	千住元町丁目	江・富岡二丁目	15~27	3,360
補136	扇一丁目	葛・新宿二丁目	15~34	6,000
補137	梅田一丁目	梅田六丁目	15	920
補138	江北二丁目	葛・東金町二丁目	11~16	8,620
補139	千住一丁目	柳原一丁目	15	2,010
補140	南花畑四丁目	江・西葛西二丁目	18~27	3,880
補190	千住二丁目	千住龍田町	15~18	870
補192	柳原二丁目	千住曙町	15	820
補193	荒・東尾久八丁目	千住緑町三丁目	15	460
補250	堀之内二丁目	伊興一丁目	15~16	4,240
補251	江北一丁目	加賀二丁目	15~27	3,290
補252	鹿浜八丁目	入谷九丁目	16~44	2,840
補253	本木北町	古千谷本町四丁目	15~27	4,850
補254	梅田四丁目	梅田五丁目	16	800
補255	梅島一丁目	竹の塚七丁目	15~27	3,530
補256	中央本町三丁目	花畑五丁目	15~16	4,180
補257	南花畑四丁目	花畑七丁目	16	1,910
補258	鹿浜五丁目	大谷田五丁目	15~30	8,290
補259	栗原二丁目	葛・水元四丁目	15~16	5,470
補260	栗原四丁目	六月三丁目	23	550
補261	入谷七丁目	葛・南水元一丁目	15~39.2	7,780
補262	入谷八丁目	花畑二丁目	16	6,150
補263	花畑八丁目	花畑八丁目	16	390
補268	東和一丁目	葛・立石七丁目	11	120
補269	大谷田一丁目	葛・水元三丁目	20~39	650
補271	東綾瀬一丁目	東綾瀬二丁目	12	490
補274	葛・立石一丁目	六木三丁目	11~16	3,820
補275	東和二丁目	東和五丁目	11	950
補294	入谷五丁目	入谷町	22	860
補295	入谷九丁目	舎人二丁目	16	1,870
補296	入谷町	舎人六丁目	16	1,360
6号付属2	神明一丁目	北加平町	6~26	1,280
6号付属3	加平二丁目	加平二丁目	6	500
6号付属4	西加平一丁目	西加平一丁目	6	200
6号付属5	加平一丁目	加平一丁目	6	120
6号付属6	加平一丁目	綾瀬一丁目	6	2,060
足立線付属3	鹿浜二丁目	鹿浜二丁目	6~18.5	390
王子線付属4	宮城二丁目	宮城二丁目	7.5	250
区街路1	鹿浜四丁目	鹿浜六丁目	15	440
区街路2	千住一丁目	千住二丁目	9	290
区街路3	千住三丁目	千住三丁目	12	240
区街路4	千住三丁目	日の出町	9	490
区街路5	舎人五丁目	舎人五丁目	16	50
区街路6	西新井本町二丁目	西新井本町二丁目	23	10
区街路7	新田二丁目	新田三丁目	17~22	1,130
区街路8	関原三丁目	西新井栄町一丁目	17	980
区街路9	西新井栄町一丁目	西新井栄町二丁目	22	80
区街路10	西新井栄町二丁目	西新井栄町二丁目	17	230
区街路11	千住橋戸町	千住橋戸町	18	260
区街路12	千住旭町	千住旭町	16	260
区街路13	千住旭町	千住旭町	7~12	410
区街路14	西竹の塚二丁目	西竹の塚二丁目	18	100
区街路15	谷中四丁目	谷中四丁目	19	10
竹の塚駅前1	竹の塚六丁目	竹の塚四丁目	22	970



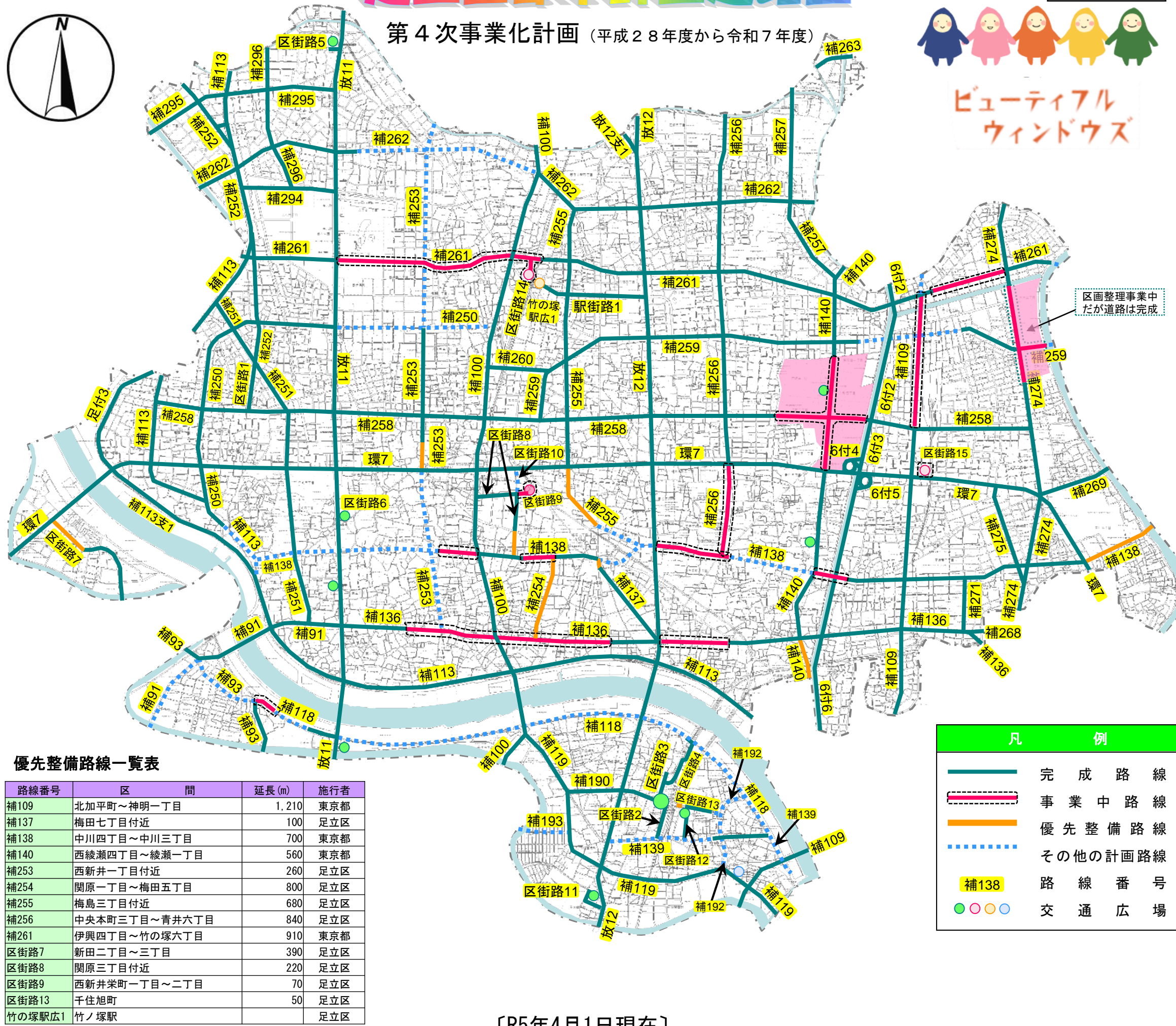
足立区都市計画道路図

第4次事業化計画（平成28年度から令和7年度）

別紙2



ビューティフル
ウィンドウズ



優先整備路線一覧表

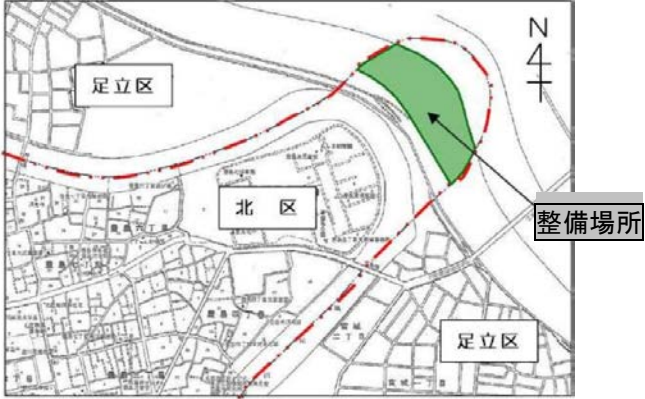
路線番号	区間	延長(m)	施行者
補109	北加平町~神明一丁目	1,210	東京都
補137	梅田七丁目付近	100	足立区
補138	中川四丁目~中川三丁目	700	東京都
補140	西綾瀬四丁目~綾瀬一丁目	560	東京都
補253	西新井一丁目付近	260	足立区
補254	関原一丁目~梅田五丁目	800	足立区
補255	梅島三丁目付近	680	足立区
補256	中央本町三丁目~青井六丁目	840	足立区
補261	伊興四丁目~竹の塚六丁目	910	東京都
区街路7	新田二丁目~三丁目	390	足立区
区街路8	関原三丁目付近	220	足立区
区街路9	西新井栄町一丁目~二丁目	70	足立区
区街路13	千住旭町	50	足立区
竹の塚駅前1	竹ノ塚駅		足立区

備考:1.都市高速道路及び特殊街路を除く

2.路線番号の放は放射線、環は環状線、補は補助線、付は都市高速道路付属街路、区街路は足立区画街路の略称です。



建設委員会情報連絡

令和5年6月30日

件名	北区の荒川河川敷（豊島ブロック）の整備について
所管部課名	都市建設部都市建設課 事業調整担当課
内容	<p>北区が令和4年11月から荒川緑地（豊島ブロック）の整備を行っていたが、整備が完了し施設開設することとなったので以下のとおり報告する。</p> <p>1 名称 豊島五丁目グリーンスポーツ広場</p> <p>2 位置 北区豊島五丁目地先 （荒川右岸河川敷）</p>  <p>3 利用開始 令和5年9月1日（金）</p> <p>4 施設概要 (1) 少年野球場1面、陸上競技場400m×8コース（内側多目的広場） ※ 多目的広場はサッカーまたはラグビーまたは少年野球のいずれかが1面利用可 (2) 駐車場 35台 ※ 土日・祝日のみ</p> <p>5 利用時間 午前6時～午後6時 ※ 10月～3月は午後5時まで</p> <p>6 整備イメージ</p> 

建設委員会情報連絡

令和5年6月30日

件名	令和5年度京成本線荒川橋梁部水防訓練（夜間）の実施結果について
所管部課名	都市建設部都市建設課 事業調整担当課
内容	<p>令和5年度の京成本線荒川橋梁部における水防訓練（夜間）の実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 訓練概要</p> <p>(1) 実施日時 令和5年6月24日（土） 午前1時00分～午前2時15分</p> <p>(2) 実施場所 京成本線荒川橋梁部付近（足立区柳原一丁目17番先）</p> <p>(3) 訓練内容 京成本線荒川橋梁部における土のう及び止水板の設置</p> <p>2 実施結果</p> <p>(1) 所要時間 約75分（設置作業45分、撤去作業30分）</p> <p>(2) 従事者数 区職員計67人（内、設置作業30人）</p> <p>(3) 訓練成果 京成本線荒川橋梁架替工事に伴い当該部が踏切状に平坦化されたことで、昨年度の訓練から使用する土のう数を約4割削減したほか、車両による土のう運搬も可能となり、作業の効率化が図られた。</p> <p>3 今後の方針</p> <p>今回の訓練結果等を踏まえ、より適切な水防工法について研究し、令和5年度中に平坦化に対応した新たな止水板を導入する。また、今後も実践的な訓練を重ね、作業の効率化と職員の技能向上を進めるとともに、関係機関との連携強化を図る。</p> <p>4 訓練実施状況</p> <p>(土のうの設置状況) (土のう・止水板 設置完了)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>

建設委員会情報連絡

令和5年6月30日

件名	ユニバーサルデザイン推進計画に基づく施策の評価結果について
所管部課名	都市建設部都市建設課 ユニバーサルデザイン担当課
内容	<p>足立区ユニバーサルデザイン推進計画に基づき、区が実施しているユニバーサルデザインの31施策について、ユニバーサルデザイン推進会議の評価結果がまとまったので以下のとおり報告する。</p> <p>1 ユニバーサルデザインとは 障がいの有無、年齢、性別、出身の国や地域等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境を計画する考え方。</p> <p>2 ユニバーサルデザイン推進計画 (1) 目的 ユニバーサルデザインのまちづくりを体系的かつ総合的に推進していくための基本的な計画。「ひと」「暮らし」「まち」「しくみ」の4つの視点から31施策に体系づけている。 (2) 計画期間 令和元年度から令和7年度までの7年間で、今年度（令和5年度）、中間検証を行い、令和7年度に次期推進計画のための改定を行う予定である。</p> <p>3 ユニバーサルデザイン推進会議 条例に基づき、区長の附属機関として設置された会議体で、区内関係団体の代表など15名の委員からなる。区のユニバーサルデザインのまちづくり推進ため、ユニバーサルデザイン推進計画の31施策の事業評価などを行う。</p> <p>4 評価方法 令和3年度に区が実施したユニバーサルデザイン個別施策の31施策について、ユニバーサルデザイン推進会議委員が、施策の各所管課とのヒアリングを踏まえ、5段階で評価した。</p>

5 評価結果

(1) 施策の評価結果の年度別推移（別紙参照 P 2 1）

評 価	1 点	2 点	3 点	4 点	5 点	平均点
平成 27 年度	0 件	1 件	12 件	21 件	4 件	3.74
平成 28 年度	0 件	0 件	7 件	26 件	5 件	3.95
平成 29 年度	0 件	1 件	5 件	25 件	6 件	3.97
平成 30 年度	0 件	0 件	9 件	25 件	3 件	3.84
令和 元年度	0 件	0 件	4 件	27 件	0 件	3.87
令和 2 年度	0 件	1 件	2 件	21 件	7 件	4.10
令和 3 年度	0 件	1 件	3 件	17 件	10 件	4.16

※ 当初の施策数は38件であったが、現在は31件

(2) 評価の考え方

- 5点・・・優れた取組みが多く、十分な成果が出ている。
- 4点・・・優れた取組みがいくつかあり、成果が出ている。
- 3点・・・取組みにより成果が概ね出ているが、努力が必要。
- 2点・・・いくつかの取組みに課題があり、改善が必要である。
- 1点・・・取組みに課題があり、成果が出ていない。
実施していない。

(3) 評価結果上昇の理由

令和3年度は、コロナ禍も2年目となり、1年目の様々な教訓が生かされたことが高く評価され、全施策の平均は4.16点と昨年度と比べて0.06ポイント上昇し、平均点は引き続き4点台に達する結果となった。

ア 前年度より評価の上がった施策例、または評価の高い施策例

施策番号	施 策 名	理 由
2-(2)-②	住宅確保要配慮者への居住支援	令和3年度から新規事業となったが、関係者の連携がしっかり取れており一定の成果が上がっている。
4-(2)-①	ユニバーサルデザインに配慮した情報に関する基準の運用	提供いただいているホームページは、表現やアクセスビリティにおいてアップデートが図られており、素晴らしい。

イ 前年度より評価の下がった施策例、または評価の低い施策例

施策番号	施策名	理由
1-(2)-②	児童・生徒への国際理解教育の推進	施策の事業内容に対する評価項目・指標の妥当性について疑問がある。
2-(3)-①	ユニバーサルデザイン製品の周知啓発	コロナ禍でやむを得ないとはいえ、達成できなかったものや、未実施が多くあった。

区が実施する個別施策の評価結果の年度別推移一覧表

施策番号	施策名	H27実施	H28実施	H29実施	H30実施	R元実施	R2実施	R3実施
柱-1 思いやりある「ひとづくり」								
1-(1)-①	ユニバーサルデザインの普及啓発	4	4	4	4	4	4	4
1-(1)-②	多様な人々に対する理解の醸成	3	3	2	4	3	3	3
1-(1)-③	ユニバーサルデザインを業務に活かせる職員の育成	5	4	5	4	4	4	4
1-(2)-①	児童・生徒へのユニバーサルデザイン教育の推進	2	3	4	4	4	5	↘ 4
1-(2)-②	児童・生徒への国際理解教育の推進	4	4	3	3	4	2	2
1-(2)-③	学習環境におけるユニバーサルデザインの推進	3	3	4	3	4	4	4
1-(3)-①	多様な人々の連携・支援	4	4	4	3	4	4	4
柱-2 快適にすごせる「くらしづくり」								
2-(1)-①	多様な人々への移動支援	4	4	4	4	4	4	4
2-(1)-②	多様な人々へのコミュニケーション支援	4	4	4	4	4	4	4
2-(2)-①	住宅の改良支援	3	4	4	4	4	4	↗ 5
2-(2)-②	住宅確保要配慮者への居住支援	(新規施策)				3	4	↗ 5
2-(3)-①	ユニバーサルデザイン製品の周知啓発	3	4	4	3	4	4	↘ 3
2-(3)-②	ユニバーサルデザイン製品の開発支援	4	4	4	3	4	3	3
柱-3 便利に生活できる「まちづくり」								
3-(1)-①	安全な道路環境の整備	4	4	4	4	4	4	4
3-(1)-②	歩行者空間の確保	4	4	5	5	4	4	↗ 5
3-(1)-③	公共交通施設の整備・誘導・支援	3	4	3	4	4	4	4
3-(2)-①	公共建築物のユニバーサルデザインの推進	4	5	4	4	4	4	4
3-(2)-②	区立小・中学校のユニバーサルデザインの推進	4	5	4	4	4	5	5
3-(2)-③	区立保育園・こども園のユニバーサルデザインの推進	4	5	4	4	4	4	4
3-(2)-④	区営住宅のユニバーサルデザインの推進	3	5	5	4	4	4	↗ 5
3-(3)-①	区立公園等のユニバーサルデザインの推進	4	4	4	4	4	4	↗ 5
3-(3)-②	公共自転車駐車場等のユニバーサルデザインの推進	4	3	4	4	4	5	5
3-(3)-③	イベント会場等のユニバーサルデザインの推進	(新規施策)				4	5	5
3-(4)-①	国や都等が整備する公共施設等のユニバーサルデザインの誘導	4	4	4	4	4	4	4
3-(4)-②	民間建築物のユニバーサルデザインの誘導	3	3	3	4	3	4	4
柱-4 みんなに役立つ「しくみづくり」								
4-(1)-①	ユニバーサルデザイン推進計画の適切な進捗管理	5	4	4	4	4	5	↘ 4
4-(1)-②	区民の意見を区政に反映させる体制の充実	3	4	4	4	4	4	4
4-(2)-①	ユニバーサルデザインに配慮した情報に関する基準の運用	5	5	5	4	4	5	5
4-(2)-②	わかりやすい表現による印刷物の作成	5	5	5	5	4	5	5
4-(2)-③	だれもが利用しやすい電子情報の作成	4	4	4	3	3	4	4
4-(3)-①	効果的な防災・災害情報等の提供	3	4	4	3	4	4	4
平均点 (※ H26～30は旧施策により計算)		※3.74	※3.95	※3.97	※3.84	3.87	4.10	4.16

評価は5点から1点までの5段階 5点…最上位 1点…最下位 (3点以下を下線で表記)

建設委員会情報連絡

令和5年6月30日

件名	街路樹維持管理指針の策定について
所管部課名	道路公園整備室東部道路公園維持課 西部道路公園維持課
内容	<p>街路樹維持管理指針を策定したので、以下のとおり報告する（別添資料2参照）。</p> <p>1 指針の概要</p> <p>（1）取り組み方針編 本編では、以下の内容から足立区が目指す街路樹像を実現するための取り組み方針を示す。 ア 足立区の街路樹の現状と課題 イ 指針の目的 ウ 取り組みの方向性</p> <p>（2）実務編 本編では、街路樹の維持管理に携わる職員や委託業者等が共通認識をもって業務が行えるよう、具体的な実務内容を示す。</p> <p>2 策定年月 令和5年3月末</p> <p>3 今後の方針</p> <p>（1）令和5～6年度重点的に取り組む路線で試行を進め、令和6～7年度結果を検証することにより、その他の街路樹路線の維持管理に活かしていく。</p> <p>（2）街路樹の維持管理に携わる職員及び委託業者に対して、指針の内容についての研修などを通じて本指針を周知し、実務に反映する。</p> <p>（3）取り組み方針編は、緑の基本計画の改定の際に必要な応じて見直し、実務編は、緑の基本計画の年度ごとのPDCAや法令改正のつど、追記や更新を行う。</p>

建設委員会情報連絡

令和5年6月30日

件名	令和5年度じゃぶじゃぶ池の実施および運営方法について
所管部課名	道路公園整備室東部道路公園維持課 西部道路公園維持課 パークイノベーション推進課
内容	<p>令和5年度のじゃぶじゃぶ池の実施および運営方法について報告する。</p> <p>1 実施期間 令和5年7月13日（木）～9月3日（日）の53日間 【参考】令和4年度の実施状況 令和4年7月14日（木）～9月4日（日）の53日間 （開設日数43日 天候不良や暑さ指数による中止日数10日）</p> <p>2 対象者 オムツを使わなくなった就学前の子ども</p> <p>3 実施箇所（別紙参照 P25） 区立公園21か所 指定管理者^(注1)運営箇所 1か所（花畑公園） 包括的民間委託^(注2)箇所 2か所（大谷田南公園、北鹿浜公園） じゃぶじゃぶ池管理業務委託^(注3)箇所 18か所（上記以外の公園）</p> <p>4 開設時間 午前9時～午後1時（1回50分の入れ替え、4回制）</p> <p>5 運営方法 （1）熱中症対策について ア 暑さ指数が31℃以上に達した際は、利用を中止する。 ※ 暑さ指数は、湿度、日射・輻射（ふくしゃ）熱、気温の3要素により決定されるもので、暑さ指数31℃という場合、気温は35℃以上が目安となる。 イ 周知方法 （ア）Twitterでの情報発信 （イ）現地での看板掲示および係員による来場者への説明 （ウ）環境省の暑さ指数に関するサイトに関するビラの配布</p>

(2) 水遊びパンツの使用について

使用は認めない。

理由 取扱いメーカーの見解から「尿については流れ出す構造である」ため、プールとしての水質基準を確保するには、水遊びパンツの使用は不適と判断した。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策について

基本的には利用人数の制限は設けないが、混雑状況に応じて距離の確保や交代等の声掛けを行っていく。

6 今後の方針

熱中症対策や新型コロナウイルス感染症対策について、広報・ホームページ・現地看板等を通じ、利用者への周知を図っていく。

(注1) 指定管理者制度とは、公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらう制度のこと。

(注2) 包括的民間委託とは、複数の業務や施設の維持管理を包括的に委託すること。

(注3) じゃぶじゃぶ池管理業務委託は、夏のじゃぶじゃぶ池実施期間中にじゃぶじゃぶ池の運営のみを業務委託すること。

令和5年じゃぶじゃぶ池案内図

7月13日から9月3日までオープン!
開設時間・・・9:00～13:00

※ 週休日はじゃぶじゃぶ池ごとに異なりますので、下図をご確認ください。※



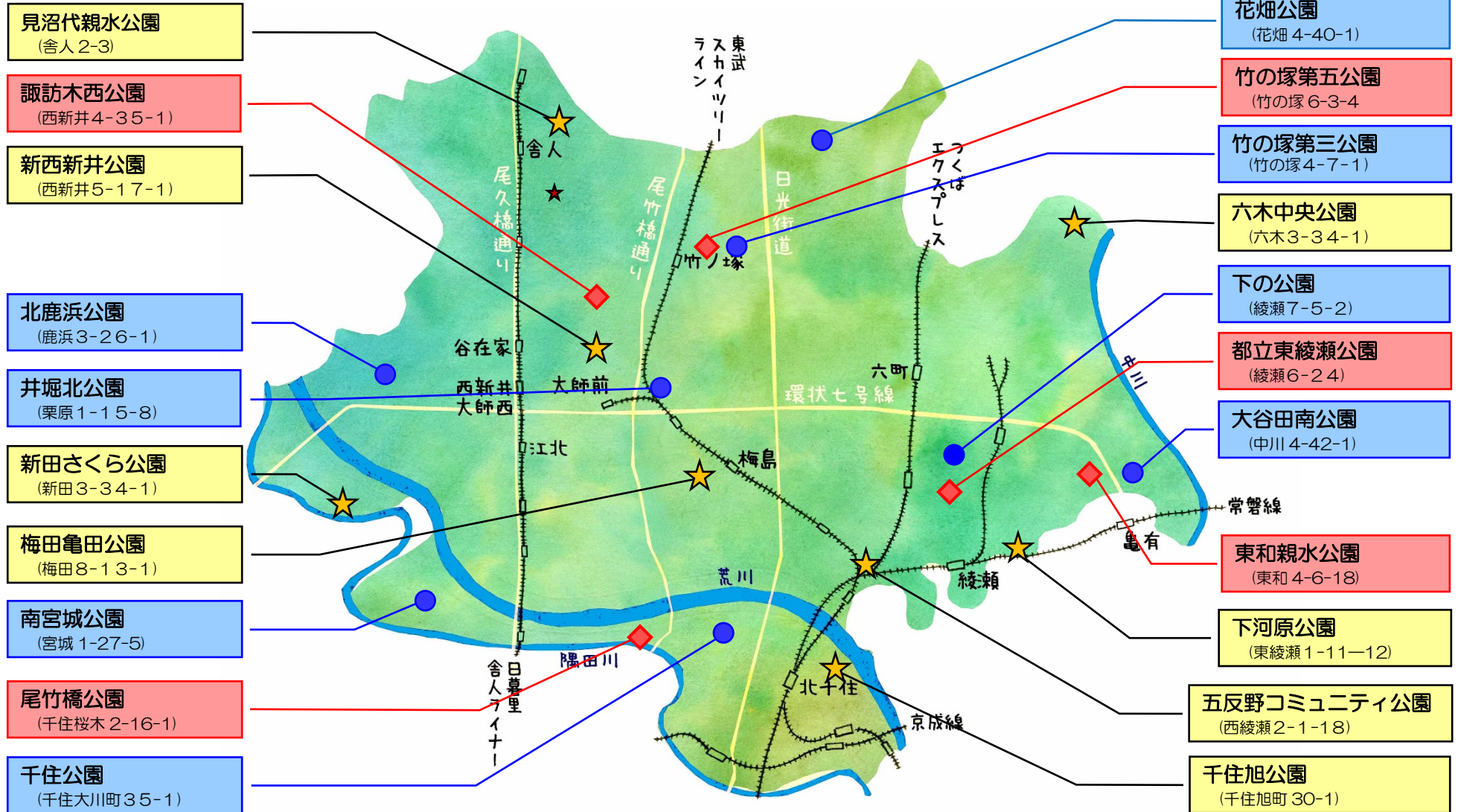
お休み無し



月曜日お休み




火曜日お休み



★ 都立舎人公園のじゃぶじゃぶ池については、舎人公園サービスセンターへお問い合わせください。

建設委員会情報連絡

令和5年6月30日

件名	元湊江公園・生物園の指定管理者の選定について
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課
内容	<p>元湊江公園・生物園の指定管理者の選定を以下のとおり実施するので報告する。</p> <p>1 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）</p> <p>2 主な業務内容 (1) 施設の維持管理業務 (2) 施設の管理運營業務</p> <p>3 所在地 足立区保木間二丁目17番1号</p>  <p style="text-align: center;">元湊江公園・生物園</p>

4 選定スケジュール

年 月 日	内 容
令和5年 4月 7日	第1回選定等審査会 選定審査に関する書類・基準の審議
令和5年 5月10日	公募要領・様式等の発表・配布
令和5年 6月12日～30日	応募受付期間
令和5年 8月上旬	第2回選定等審査会（第1次選定） 書類審査
令和5年 8月下旬	第3回選定等審査会（第2次選定） プレゼンテーション（候補者決定）
令和5年 9月	労働条件審査
令和5年12月	第4回定例会に議案上程

建設委員会情報連絡

令和5年6月30日

件名	新田橋架替事業について																						
所管部課名	道路公園整備室道路整備課																						
内 容	<p>新田橋架替事業について、車いすでも通行を可能とすべく、仮橋にスロープ施設を設置するため、北区が設計を進めていた。北区より今後の予定について情報提供があったため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 今までの経過</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">時 期</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>新田橋仮橋架設工事 着手</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>新田橋仮橋架設工事 一部完了</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>スロープ部分の用地買収</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>スロープ（斜路付階段）設計</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 既完了分 302,583千円（費用は北区と折半し負担した。）</p> <p>2 今後の予定（別紙参照 P29）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">時 期</th> <th style="width: 50%;">内 容</th> <th style="width: 30%;">事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">令和5～8年度</td> <td>仮橋へのライフライン移設工事</td> <td>企業者が負担</td> </tr> <tr> <td>新田橋仮橋架設工事 （スロープ・斜路付階段）</td> <td>294,792千円※</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和9年度～</td> <td>本橋架替工事 ※概ね10年後の完成を目指す。</td> <td>今後設計</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 費用は北区と折半し負担する。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>3 問題点・今後の方針 事業の進捗については、北区と協力して情報発信に努めていく。</p>		時 期	内 容	令和元年度	新田橋仮橋架設工事 着手	令和2年度	新田橋仮橋架設工事 一部完了	令和3年度	スロープ部分の用地買収	令和4年度	スロープ（斜路付階段）設計	時 期	内 容	事業費	令和5～8年度	仮橋へのライフライン移設工事	企業者が負担	新田橋仮橋架設工事 （スロープ・斜路付階段）	294,792千円※	令和9年度～	本橋架替工事 ※概ね10年後の完成を目指す。	今後設計
時 期	内 容																						
令和元年度	新田橋仮橋架設工事 着手																						
令和2年度	新田橋仮橋架設工事 一部完了																						
令和3年度	スロープ部分の用地買収																						
令和4年度	スロープ（斜路付階段）設計																						
時 期	内 容	事業費																					
令和5～8年度	仮橋へのライフライン移設工事	企業者が負担																					
	新田橋仮橋架設工事 （スロープ・斜路付階段）	294,792千円※																					
令和9年度～	本橋架替工事 ※概ね10年後の完成を目指す。	今後設計																					

位置図



スロープ設置箇所



足立区側



北区側

建設委員会情報連絡

令和5年6月30日

件名	佐野六木土地区画整理事業における清算金事務の進捗状況について																																																																									
所管部課名	道路公園整備室道路整備課																																																																									
内 容	<p>令和3年6月16日に換地処分公告を実施し、権利者ごとに決定した清算金について、徴収事務の進捗状況を報告する。 なお、交付事務は、令和3年度に一括交付により完了した。</p> <p>1 徴収清算金 令和3年度から令和8年度の期間で、一括・繰上・分割（最大11回）により徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">計画</th> <th colspan="3">実績</th> </tr> <tr> <th>権利者数 (人)</th> <th>清算元金 (円)</th> <th>納付金額 (円)</th> <th>未納額 (円)</th> <th>未納者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td style="text-align: center;">418</td> <td style="text-align: right;">102,915,272</td> <td style="text-align: right;">102,897,199</td> <td style="text-align: right;">18,073</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td style="text-align: center;">93</td> <td style="text-align: right;">11,727,200</td> <td style="text-align: right;">11,527,300</td> <td style="text-align: right;">199,900</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td style="text-align: center;">55</td> <td style="text-align: right;">9,104,200</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: right;">8,524,800</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td style="text-align: center;">42</td> <td style="text-align: right;">7,965,400</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: right;">7,281,600</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">147,518,472</td> <td style="text-align: right;">114,424,499</td> <td style="text-align: right;">217,973</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 未納者について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>未納者数(人)</th> <th>原因</th> <th>未納額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">収入悪化</td> <td style="text-align: right;">62,373</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">権利者死亡(相続)</td> <td style="text-align: right;">155,600</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> <td style="text-align: right;">217,973</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の方針</p> <p>(1) 収入悪化権利者 生活状況を確認し、適切な金額による分割納付を求めている。</p> <p>(2) 相続権利者 法定相続人を特定し、関係権利者に納付を求めている。</p>					年度	計画		実績			権利者数 (人)	清算元金 (円)	納付金額 (円)	未納額 (円)	未納者数 (人)	R3	418	102,915,272	102,897,199	18,073	1	R4	93	11,727,200	11,527,300	199,900	3	R5	55	9,104,200				R6	49	8,524,800				R7	42	7,965,400				R8	35	7,281,600				計		147,518,472	114,424,499	217,973	4	No	未納者数(人)	原因	未納額(円)	1	2	収入悪化	62,373	2	2	権利者死亡(相続)	155,600	計	4		217,973
年度	計画		実績																																																																							
	権利者数 (人)	清算元金 (円)	納付金額 (円)	未納額 (円)	未納者数 (人)																																																																					
R3	418	102,915,272	102,897,199	18,073	1																																																																					
R4	93	11,727,200	11,527,300	199,900	3																																																																					
R5	55	9,104,200																																																																								
R6	49	8,524,800																																																																								
R7	42	7,965,400																																																																								
R8	35	7,281,600																																																																								
計		147,518,472	114,424,499	217,973	4																																																																					
No	未納者数(人)	原因	未納額(円)																																																																							
1	2	収入悪化	62,373																																																																							
2	2	権利者死亡(相続)	155,600																																																																							
計	4		217,973																																																																							

(3) その他

上記対応によっても納付に至らない場合は、特別収納対策課と連携し、預貯金等の差押により強制徴収を実行する。

建設委員会情報連絡

令和5年6月30日

件名	区営住宅等及び都営住宅における垂直避難用住戸の確保について																																																																						
所管部課名	建築室住宅課 総合防災対策室災害対策課																																																																						
内容	<p>大規模な水害発生時に区民の緊急避難先を確保するため、令和2年度から区営住宅等及び都営住宅の空き住戸を垂直避難用住戸として活用している。令和5年度の取組み状況を、以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和5年度に垂直避難住戸として確保した区営住宅等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No</th> <th style="width: 25%;">住宅名 (棟数・規模)</th> <th style="width: 15%;">活戸数 (対象階)</th> <th style="width: 10%;">面積 (㎡) 間取り</th> <th style="width: 15%;">浸水階及び 居住者数</th> <th style="width: 10%;">収容可能 人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>竹の塚六丁目 (2棟・5階建)</td> <td>3戸 (4・5階)</td> <td>51～59 3DK</td> <td>1階 11人</td> <td>42人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>弘道一丁目第2 (1棟・5階建)</td> <td>1戸 (3階)</td> <td>61 3DK</td> <td>1階 11人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>伊興町本町第2 (4棟・4階建)</td> <td>1戸 (4階)</td> <td>61 3DK</td> <td>1階 44人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>新田二丁目 (2棟・4階建)</td> <td>2戸 (4階)</td> <td>55 3DK</td> <td>1～3階 53人</td> <td>27人</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>大谷田二丁目 (5棟・4階建)</td> <td>6戸 (3・4階)</td> <td>48～55 3DK</td> <td>1～2階 38人</td> <td>87人</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>大谷田一丁目第2 (1棟・4階建)</td> <td>1戸 (4階)</td> <td>61 3DK</td> <td>1～2階 5人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>大谷田一丁目第3 (1棟・4階建)</td> <td>3戸 (4階)</td> <td>62 3DK</td> <td>1～2階 11人</td> <td>46人</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>関原一丁目コミュニティ (5棟・5階建)</td> <td>2戸 (5階)</td> <td>57 3DK</td> <td>1～2階 47人</td> <td>28人</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>本木一丁目コミュニティ (1棟・4階建)</td> <td>1戸 (4階)</td> <td>47 2DK</td> <td>1～2階 1人</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>20戸</td> <td></td> <td>221人</td> <td>286人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ No. 4～7（網掛け）は建替え事業を行っている住宅のため、垂直避難住戸としての活用は、No. 4は令和5年度末、No. 5～7は令和9年度末までとなる。</p>					No	住宅名 (棟数・規模)	活戸数 (対象階)	面積 (㎡) 間取り	浸水階及び 居住者数	収容可能 人数	1	竹の塚六丁目 (2棟・5階建)	3戸 (4・5階)	51～59 3DK	1階 11人	42人	2	弘道一丁目第2 (1棟・5階建)	1戸 (3階)	61 3DK	1階 11人	15人	3	伊興町本町第2 (4棟・4階建)	1戸 (4階)	61 3DK	1階 44人	15人	4	新田二丁目 (2棟・4階建)	2戸 (4階)	55 3DK	1～3階 53人	27人	5	大谷田二丁目 (5棟・4階建)	6戸 (3・4階)	48～55 3DK	1～2階 38人	87人	6	大谷田一丁目第2 (1棟・4階建)	1戸 (4階)	61 3DK	1～2階 5人	15人	7	大谷田一丁目第3 (1棟・4階建)	3戸 (4階)	62 3DK	1～2階 11人	46人	8	関原一丁目コミュニティ (5棟・5階建)	2戸 (5階)	57 3DK	1～2階 47人	28人	9	本木一丁目コミュニティ (1棟・4階建)	1戸 (4階)	47 2DK	1～2階 1人	11人		合計	20戸		221人	286人
No	住宅名 (棟数・規模)	活戸数 (対象階)	面積 (㎡) 間取り	浸水階及び 居住者数	収容可能 人数																																																																		
1	竹の塚六丁目 (2棟・5階建)	3戸 (4・5階)	51～59 3DK	1階 11人	42人																																																																		
2	弘道一丁目第2 (1棟・5階建)	1戸 (3階)	61 3DK	1階 11人	15人																																																																		
3	伊興町本町第2 (4棟・4階建)	1戸 (4階)	61 3DK	1階 44人	15人																																																																		
4	新田二丁目 (2棟・4階建)	2戸 (4階)	55 3DK	1～3階 53人	27人																																																																		
5	大谷田二丁目 (5棟・4階建)	6戸 (3・4階)	48～55 3DK	1～2階 38人	87人																																																																		
6	大谷田一丁目第2 (1棟・4階建)	1戸 (4階)	61 3DK	1～2階 5人	15人																																																																		
7	大谷田一丁目第3 (1棟・4階建)	3戸 (4階)	62 3DK	1～2階 11人	46人																																																																		
8	関原一丁目コミュニティ (5棟・5階建)	2戸 (5階)	57 3DK	1～2階 47人	28人																																																																		
9	本木一丁目コミュニティ (1棟・4階建)	1戸 (4階)	47 2DK	1～2階 1人	11人																																																																		
	合計	20戸		221人	286人																																																																		

2 居住者への周知

対象の住宅の自治会に情報提供し、垂直避難住戸について説明を行う。

3 運営方法

- (1) 区が発表する避難情報で警戒レベル3（氾濫警戒情報）の発令が想定される2時間程度前までに区職員が対象住宅の鍵を開ける。
- (2) 同時に浸水の恐れがある階の入居者に案内を配布し、緊急時には上階の垂直避難住戸に緊急避難が可能であることをお知らせする。
なお、垂直避難住戸に区職員は配置しない。

4 都営住宅の活用における東京都との協定について（参考）

令和2年度に、東京都と足立区で締結した「水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用に関する協定書」に基づき、都から以下の垂直避難住戸の提供を受けることとなった。

(1) 令和5年度に都から提供を受ける予定の都営住宅

No.	都営住宅名	戸数	No.	都営住宅名	戸数
1	青井四丁目第3	1	13	江北三丁目	1
2	足立中央本町四丁目	4	14	江北四丁目	13
3	足立平野一丁目	1	15	五反野北町	1
4	綾瀬七丁目	1	16	千住元町	1
5	梅田八丁目	1	17	西綾瀬三丁目第2	1
6	大谷田一丁目	5	18	西綾瀬四丁目	1
7	北鹿浜第2	1	19	西保木間三丁目	1
8	弘道一丁目	1	20	花畑八丁目	1
9	弘道一丁目第5	1	21	宮城一丁目	1
10	弘道二丁目	1	22	宮城第2	1
11	弘道二丁目第2	1	23	六ツ木町	3
12	弘道二丁目第3	1			
	合 計				44

※ 令和4年度の提供は、17団地40戸

(2) 活用方法について

今後提供を受ける都営住宅の自治会に情報提供し、運営方法等について協議を行っていく。

5 垂直避難住戸に対する備品等について

- (1) 電気及び水道は、氾濫警戒情報が発令される前に区が手続きを行い、利用可能とする。
- (2) 住戸には照明、トイレトーパー、非常時用ランタンを配備する。

6 今後の方針

対象住戸の自治会への説明及び備品等の配備を遺漏なく行う。